

三重とこわか国体・三重とこわか大会開催推進本部設置要綱

(設置)

第1条 三重とこわか国体（第76回国民体育大会）・三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）（以下「両大会」という。）の本県開催にあたり、オール県庁での取組を推進するとともに、機運醸成を図るため、三重とこわか国体・三重とこわか大会開催推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 1 両大会の開催に向けた準備の連絡調整及び推進に関すること
- 2 その他、両大会開催準備に必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員により構成する。

- 2 本部長は、知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、次の通りとする。

危機管理統括監、知事部局の各部局長、理事、会計管理者兼出納局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長

(会議)

第4条 会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は国体・全国障害者スポーツ大会局長が司会する。
- 3 構成員に事情のあるときは、副部長等が代理出席することができる。
- 4 上記以外の者で、本部長の指名した者は、オブザーバーとして会議に参加できるものとする。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、推進本部の検討・協議及び情報共有等を行う。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、国体・全国障害者スポーツ大会局総務企画課が担当する。

(その他)

第7条 この要綱に定めのないことで疑義が生じた場合は、副本部長と国体・全国障害者スポーツ大会局長が協議のうえ決定する。

(附 則)

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	所 属	職 名
幹事長	地域連携部	国体・全国障害者スポーツ大会局副局長
幹事	防災対策部 戦略企画部  総務部 医療保健部 子ども・福祉部 環境生活部 地域連携部  農林水産部 雇用経済部 県土整備部 <u>デジタル社会推進局</u> 出納局 企業庁 病院事業庁 教育委員会 警察本部	防災対策総務課長 戦略企画総務課長 企画課長 政策提言・広域連携課長 総務課長 医療保健総務課長 子ども・福祉総務課長 環境生活総務課長 地域連携総務課長 国体・全国障害者スポーツ大会局次長 （国体・全国障害者スポーツ大会担当） 総務企画課長 競技・式典課長 運営調整課長 全国障害者スポーツ大会課長 農林水産総務課長 雇用経済総務課長 県土整備総務課長 <u>デジタル戦略企画課長</u> 副局長兼出納総務課長 企業総務課長 県立病院課長 教育総務課長 警衛対策課警衛対策官
オブザーバー	議会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 四日市港管理組合	総務課長 次長兼監査総務課長 次長兼職員課長 総務課長